

その価格により入札した理由書

件名： 令和6年度 保育事業 第2号工事
 業者名： 株式会社 エレファントチーム
 住所： 下伊那郡高森町吉田2349-12

項目	内容	
1 その価格により入札した理由	1. 必要経費を自社検討し、入札価格での工事完成が可能であると判断したため 2. 過去に同様の工事を受注した経験があり、作業員の能力・特性に応じた配置をすることにより 工事の品質及び利益の確保が可能であると考えられるため	①直接工事費 ②共通仮設費 ③現場管理費 ④一般管理費
2 契約工事に関連する手持ち工事の状況	なし	
3 過去10年間に施工した主な公共工事20カ所の工事名、発注者、工事成績評点	別紙	

記載要領

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査様式1 その価格により入札した理由書

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）
3. 手持ち工事の状況は、国、長野県及び県内市町村発注の契約対象工事と同種又は同類（建設業法の業種区分）の手持ち工事を記載する。添付資料として、当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。
4. 過去10年間に施工した主な公共工事ヶ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。
5. 当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

工事調査様式－1(別紙)

	発注者	工事名	工事箇所	評定点	予定価格	入札金額	落札率%	備考
1	南信州地域振興局	令和4年度保安林改良事業第1号工事	下伊那郡阿南町富草	86	4,000,000	3,580,000	89.50%	低入調査
2	南信州地域振興局	令和4年度 県営林造林事業 第2号工事	飯田市 大平県有林 阿智村 伍和県有林 阿智2次県行	—	1,530,000	1,370,000	89.54%	低入調査
3	南信州地域振興局	令和4年度 県営林造林事業 第1号工事	阿智村 伍和県有林	84	1,150,000	1,030,000	89.57%	低入調査
4	南信州地域振興局	令和3年度 林地荒廃防止事業 第1号工事	下伊那郡 高森町 南沢	—	12,790,000	12,090,000	94.53%	低入調査
5	南信州地域振興局	令和2年度 防災林造成事業 第4号工事	飯田市 野池	—	4,490,000	4,020,000	89.53%	低入調査
6	南信州地域振興局	令和2年度 県単治山事業 第6号工事	下伊那郡 高森町 山吹	—	700,000	595,000	85.00%	低入調査
7	南信州地域振興局	令和2年度 防災林造成事業 第2号工事	飯田市 野池	—	6,000,000	5,510,000	91.83%	低入調査
8	南信州地域振興局	令和元年度 保育事業 第1号工事	下伊那郡 天龍村 天龍	—	3,320,000	2,970,000	89.46%	低入調査
9	南信州地域振興局	令和元年度 防災林造成事業 第3号工事	飯田市 野池	—	11,410,000	10,220,000	89.57%	低入調査
10	南信州地域振興局	平成29年度 保育事業第3号工事	下伊那郡 天龍村 天龍	—	970,000	850,000	87.63%	低入調査
11	南信州地域振興局	平成29年度 県営林造林事業第1号	飯田市 大平県有林	—	1,460,000	1,280,000	87.67%	低入調査
12	南信州地域振興局	平成28年度 県営林造林事業 第1号	飯田市 大平県有林・阿智村 伍和県有林	—	1,540,000	1,350,000	87.66%	低入調査
13	南信州地域振興局	平成28年度 保育事業 第5号工事	下伊那郡 天龍村 天龍	—	1,430,000	1,250,000	87.41%	低入調査
14	南信州地域振興局	平成28年度 県営林造林事業 第3号	下伊那郡 阿智村 伍和県有林	—	2,270,000	1,990,000	87.67%	低入調査
15	南信州地域振興局	平成28年度(漁場)奥地保安林保全緊急対策事業 第9号工事	下伊那郡 根羽村 外山	89	10,080,000	8,820,000	87.50%	低入調査
16	南信州地域振興局	平成27年度 県営林造林事業 第1号	飯田市 大平県有林	—	690,000	620,000	89.86%	低入調査
17	南信州地域振興局	平成27年度 保育事業 第8号工事	豊丘村 豊丘	—	2,350,000	2,060,000	87.66%	低入調査
18	南信州地域振興局	平成26年度 保育事業 第103号工事	阿南町 和合-1	—	1,550,000	1,360,000	87.74%	低入調査
19	南信州地域振興局	平成26年度 保育事業 第2-1号工事	売木村 岩倉-1	—	1,910,000	1,670,000	87.43%	低入調査
20	南信州地域振興局	平成26年度 県営林造林事業 第3号	阿南町 和合県有林	—	2,270,000	1,990,000	87.67%	低入調査

低入札価格調査に該当した工事は、備考欄に「低入調査」を記載。

工事調査様式－1(別紙)

1. 過去10年間に施工した主な公共工事ヶ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

工事調査表－1 積算内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

積算内訳書

工事名		令和6年度 保育事業 第2号工事						
工種	単位	入札時				工事完成時		
		予定価格		当初入札額		最終契約額	最終実績額	
		金額(a)	備考	金額(A)	備考	金額(C)	金額(B)	備考
直接工事費	円	3,224,726		2,881,010				
共通仮設費	円	181,229		162,338				
純工事費	円	3,405,955		3,043,348				
現場管理費	円	1,555,840		1,393,667				
工事原価	円	4,961,795		4,437,015				
一般管理費等	円	1,178,205		1,062,985				
工事価格合計	円	6,140,000		5,500,000				
消費税	円	614,000		550,000				
工事費計	円	6,754,000		6,050,000				

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－1 積算内訳書

1. 調査表2の総括表として作成する。
2. 予定価格欄は開札後発注者が公表する「開札後公表設計書」の金額を記載する。

工事調査表-2 工事費内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

工事費内訳書												
令和6年度 保育事業 第2号工事												
工事名	入札時										(b)/(a)	(b)/(a)が0.95~1.05を外れる場合その理由を記入
	予定価格(竣工時に記載)			当初入札額			最終契約額	最終実績額				
	数量	単位	金額	数量	単価(a)	金額(A)	金額(C)	数量	単価(b)	金額(B)		
本数調整伐				2.02	298,480	602,929						
除伐				13.14	173,370	2,278,081						
直接工事費						2,881,010						
共通仮設費						162,338						
純工事費						3,043,348						
現場管理費						1,393,667						
工事原価						4,437,015						
一般管理費等						1,062,985						
工事価格計						5,500,000						
消費税						550,000						
工事費計						6,050,000						

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表-2 工事費内訳書

1. 入札時に提出した工事費内訳書に対応する内訳書とする。予定価格欄は、低入札価格調査時は空欄とし、しゅん工届提出時に公表設計書の金額を記載する。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 調査対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社従事者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、技術者及び社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、調査対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回る場合は、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. (b)/(a)が0.95~1.05を外れる場合、具体的かつ計数的に理由を記入する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく貸金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

工事調査表-6 従事者の確保計画(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内およびしゅん工届提出時に提出)

従事者の確保計画

工事名		令和6年度 保育事業 第2号工事						(B)/(A)	(B)/(A) < 1の場合 その理由を必ず記入 (* 下請けへのしわ寄せと判断された 場合は、工事成績が減点されます)
工種	職種	入札時			工事完成時				
		単価 (A)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係 等	単価 (B)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係 等		
森林整備									
本数調整伐	特殊作業員	20,000	10	自社					
	普通作業員	18,000	15	自社					
除伐	特殊作業員	20,000	82	自社					
	普通作業員	18,000	9	自社					

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表-6 従事者の確保計画

1. 自社従事者と下請従事者とを区別し自社従事者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた従事者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社従事者に係る労務単価については、調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合であっても、当該自社従事者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する従事者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、従事者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社従事者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 2. 自社従事者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。

